

九州大学大学院歯学府規則

平成16年度九大規則第128号
 施行：平成16年 4月 1日
 最終改正：平成22年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院通則(平成16年度九大規則第3号)及び九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)により各学府において定めるように規定されている事項その他歯学府(以下「本学府」という。)の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

(専攻、専攻分野及び教育領域)

第2条 本学府の歯学専攻に次の専攻分野を置き、それぞれの専攻分野に教育領域を置く。

専攻分野	教育領域
口腔常態制御学	分子口腔解剖学 口腔細胞工学 口腔機能分子科学 口腔機能解析学
口腔保健推進学	口腔予防医学 小児口腔医学 歯科矯正学
口腔機能修復学	生体材料学 口腔生体機能工学 歯科保存学 歯周病学 クラウンブリッジ補綴学 インプラント・義歯補綴学
口腔顎顔面病態学	口腔病理学 口腔画像情報科学 口腔顎顔面外科学 顎顔面腫瘍制御学 歯科麻酔学
全身管理歯科学	全身管理歯科学
総合歯科学	総合歯科学
口腔保健開発学	口腔保健開発技法学 地域口腔保健開発学
口腔生体応答学	口腔生体応答学

2 学生は、前項の専攻分野(口腔生体応答学を除く。)のうちから1つを選択しなければならない。

(入学資格)

第3条 本学府に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学府において、本学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (7) 本学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学府に入学させることができる。

- (1) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（入学考査及び合格者決定）

第4条 入学を希望する者に対する考査は、学力検査、健康診断、出身大学の学長、学部長又は大学院研究科等の長の提出する成績証明書その他本学府の定める資料によって行い、その総合成績によって合格者を決定する。

2 前項に規定する学力検査は、筆答及び口頭によるものとし、試験科目については、歯学府教授会（以下「本学府教授会」という。）が、その都度定める。

（学期）

第5条 学期を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

（授業及び研究指導）

第6条 本学府の教育は、授業科目の授業及び博士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目、単位数及び履修方法）

第7条 本学府の授業科目、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、授業上必要があるときは、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

第8条 履修しようとする授業科目及び単位は、毎学期の始めに、指導教員の指示に従って選定し、その授業科目を担当する教員の承認を得て、歯学府長（以下「本学府長」という。）に届け出なければならない。

第9条 指導教員が必要と認めるときは、他の学府の授業科目及び単位を指定して履修させることがある。

2 前項の規定により修得した単位は、課程修了の要件となる単位に充当することができる。

（単位修得の認定及び成績）

第10条 各授業科目の単位修得の認定は、学期末に各授業科目を担当する教員が行う。

第11条 前条の認定は、筆答試験又は実習報告等によって行い、その合格者に所定の単位を与える。

第12条 成績は、A、B、C及びDの4種のいずれかの評語をもって表し、A、B及びCをもって合格とし、Dを不合格とする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第13条 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、他の大学院との協議に基づき、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、10単位を限度として、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

3 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

(留学)

第14条 留学を志望する本学府の学生は、書面をもって本学府長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第15条の課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

3 前条の規定は、本学府の学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

(修了要件)

第15条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に4年以上在学し、この規則の定めるところにより、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(博士論文)

第16条 博士論文は、本学府の博士課程に3年以上在学し、所定の授業科目について、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、本学府の博士課程に在学する者で、優れた研究業績を上げたと認められたものについては、在学期間が3年に満たなくても博士論文を提出させることができる。

第17条 博士論文の審査及び最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

第18条 博士論文及び最終試験の合格又は不合格は、論文調査委員の報告に基づき、本学府教授会が決定する。

第19条 最終試験は、博士論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、筆答又は口頭により行うものとする。

2 最終試験に関して必要な事項は、あらかじめ公示する。

(科目等履修生)

第20条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則(平成16年度九大規則第91号)第2条第2項に定めるところによる。

第21条 科目等履修生として入学を志願できる者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願い出なければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第22条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第10条、第11条及び第12条の規定を準用する。

第23条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、本学府教授会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 16 年度九大規則第 222 号）

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の九州大学大学院歯学府規則別表の規定は、平成 17 年度に本学府に入学する者から適用し、平成 17 年 3 月 31 日に本学府に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年度九大規則第 148 号）

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成 19 年度に本学府に入学する者から適用し、平成 19 年 3 月 31 日に本学府に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年度九大規則第 46 号）

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 20 年度九大規則第 96 号）

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成 21 年度に本学府に入学する者から適用し、平成 21 年 3 月 31 日に本学府に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表中の各専攻分野共通科目のうち、「医療コンテンツの作成と応用」については、平成 21 年 3 月 31 日に本学府に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者も履修することができる。

附 則（平成 21 年度九大規則第 99 号）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成 22 年度に本学府に入学する者から適用し、平成 22 年 3 月 31 日に本学府に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表

区分	授業科目	講義その他	単位数
各 専 攻 分 野 共 通	(低年次総合カリキュラム)		
	情報処理の基礎理論と実際	講義・演習	2
	電子顕微鏡の理論と実際	講義・演習	2
	電気生理学実験法	講義・演習	2
	細胞生物学特論	講義	2
	口腔微生物学特別講義	講義	2
	実験動物学	講義	2
	統合歯科学特論	講義	4
	細胞の仕組み	講義	2
	口腔ケアと先端技術	講義	2
	臨床基礎演習	演習	4
	電子顕微鏡の応用(超薄切片法の実際)	講義	3
	硬組織研究法	講義	1
	臨床病理学	講義	2
細胞培養の理論と応用	講義・演習	2	
統合歯科学特別研究	講義	4	
医療コンテンツの作成と応用	講義・演習	4	
口 腔 常 態 制 御 学 専 攻 分 野	(コアカリキュラム)		
	口腔常態制御学研究入門	講義	4
	分子口腔解剖学	講義	4
	分子口腔解剖学演習	演習	4
	口腔細胞工学	講義	4
	口腔細胞工学演習	演習	4
	口腔機能分子科学	講義	4
	口腔機能分子科学演習	演習	4
	口腔機能解析学	講義	4
	口腔機能解析学演習	演習	4
口 腔 常 態 制 御 学 専 攻 分 野	(高年次専門カリキュラム)		
	口腔常態制御学特論	講義・演習	6
口 腔 保 健 推 進 学 専 攻 分 野	(コアカリキュラム)		
	口腔保健推進学研究入門	講義	4
	口腔予防医学	講義	4
	口腔予防医学演習	演習	4
	小児口腔医学	講義	4
	小児口腔医学演習	演習	4
	歯科矯正学	講義	4
	歯科矯正学演習	演習	4
	口腔保健推進学臨床実習	実習	4
	口腔保健推進学臨床実習	実習	4
口腔保健推進学臨床実習	実習	4	
口腔保健推進学臨床実習	実習	4	

	(高年次専門カリキュラム) 口腔保健推進学特論	講義・演習	6	
口腔機能修復学専攻分野	(コアカリキュラム) 口腔機能修復学研究入門	講義	4	
	生体材料学	講義	4	
	生体材料学演習	演習	4	
	口腔生体機能工学	講義	4	
	口腔生体機能工学演習	演習	4	
	歯科保存学	講義	4	
	歯科保存学演習	演習	4	
	歯周病学	講義	4	
	歯周病学演習	演習	4	
	クラウンブリッジ補綴学	講義	4	
	クラウンブリッジ補綴学演習	演習	4	
	インプラント・義歯補綴学	講義	4	
	インプラント・義歯補綴学演習	演習	4	
	口腔機能修復学臨床実習	実習	4	
	口腔機能修復学臨床実習	実習	4	
	口腔機能修復学臨床実習	実習	4	
	口腔機能修復学臨床実習	実習	4	
		(高年次専門カリキュラム) 口腔機能修復学特論	講義・演習	6
口腔顎顔面病態学専攻分野	(コアカリキュラム) 口腔顎顔面病態学研究入門	講義	4	
	口腔病理学	講義	4	
	口腔病理学演習	演習	4	
	口腔画像情報科学	講義	4	
	口腔画像情報科学演習	演習	4	
	口腔顎顔面外科学	講義	4	
	口腔顎顔面外科学演習	演習	4	
	顎顔面腫瘍制御学	講義	4	
	顎顔面腫瘍制御学演習	演習	4	
	歯科麻酔学	講義	4	
	歯科麻酔学演習	演習	4	
	口腔顎顔面病態学臨床実習	実習	4	
	口腔顎顔面病態学臨床実習	実習	4	
	口腔顎顔面病態学臨床実習	実習	4	
	口腔顎顔面病態学臨床実習	実習	4	
		(高年次専門カリキュラム) 口腔顎顔面病態学特論	講義・演習	6
	全身管理歯科学専攻分野	(コアカリキュラム) 全身管理歯科学入門	講義	4
		全身管理歯科学	講義	4
全身管理歯科学演習		演習	4	

	全身管理歯科学臨床実習	実習	4
	全身管理歯科学臨床実習	実習	4
	全身管理歯科学臨床実習	実習	4
	全身管理歯科学臨床実習	実習	4
	(高年次専門カリキュラム) 全身管理歯科学特論	講義・演習	6
総合歯科学専攻分野	(コアカリキュラム) 総合歯科学研究入門	講義	4
	危機管理学	講義	4
	歯科医療行動学演習	演習	4
	総合歯科学臨床実習	実習	4
	総合歯科学臨床実習	実習	4
	総合歯科学臨床実習	実習	4
	総合歯科学臨床実習	実習	4
	総合歯科学特論	講義・演習	6
口腔保健開発学専攻分野	(コアカリキュラム) 口腔保健開発学入門	講義	4
	口腔保健開発技法学	講義	4
	口腔保健開発技法学演習	演習	4
	地域口腔保健開発学	講義	4
	地域口腔保健開発学演習	演習	4
	(高年次専門カリキュラム) 口腔保健開発学特論	講義・演習	6
口腔生体応答学専攻分野	(コアカリキュラム) 口腔生体応答学研究入門	講義	4
	口腔生体応答学	講義	4
	口腔生体応答学演習	演習	4

(履修方法)

学生は、低年次総合カリキュラム 8 単位以上及びそれぞれの専攻分野の授業科目について、次の単位数を修得しなければならない。

- 1 コアカリキュラム 16 単位以上(授業科目に を付しているもの及び指導教員の担当する教育領域の授業科目を含む。ただし、他の専攻分野のコアカリキュラムの授業科目は、4 単位までこれに含めることができる。)

博士(臨床歯学)の学位を取得しようとする者は、低年次総合カリキュラムの「臨床基礎演習」4 単位及びコアカリキュラムの専攻分野ごとの「臨床実習 ~ 」計 12 単位を必ず取得しなければならない。

- 2 高年次専門カリキュラム 6 単位